

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p>第8章・第9章 [略]</p> <p>第10章～第12章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（固定資産の範囲）</p> <p>第138条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）有形固定資産 土地、建物、器械、備品、車両、放射性同位元素、建設仮勘定及びその他有形固定資産をいう。ただし、器械、備品及び車両については、耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上のもの及び固定資産として管理することが適当なものとして局長が別に定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 [略]</p> <p><u>第7章の2 引当金（第161条の2）</u></p> <p>第8章・第9章 [略]</p> <p><u>第9章の2 財務情報の区分（第181条の2）</u></p> <p>第10章～第12章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（固定資産の範囲）</p> <p>第138条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）有形固定資産（ウ及びエにあつては、耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上のもの及び固定資産として管理することが適当なものとして局長が別に定めるものに限る。）</p> <p><u>ア 土地</u></p> <p><u>イ 建物</u></p> <p><u>ウ 器械及び備品</u></p> <p><u>エ 車両</u></p> <p><u>オ 放射性同位元素</u></p> <p><u>カ リース資産（ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であつて、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）により借り入れた資産であつて、当該リース物件がアからオまで及びクに掲げるものである場合に限る。）</u></p> <p><u>キ 建設仮勘定（アからオまで及びクに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）</u></p> <p><u>ク その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの</u></p>

(2) 無形固定資産 借地権、地上権、電話加入権、電信電話専用施設利用権及びその他無形固定資産で有償で取得したものをいう。

(3) 投資 投資有価証券、長期貸付金、出資金及びその他投資をいう。

(取得価額)

第140条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 無償で譲り受けたものその他前各号に掲げる以外のものについては、適正な見積価格

(減価償却)

第155条 固定資産のうち土地、書画骨とう、建設仮勘定、電話加入権及び投資を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(減価償却の方法)

第156条 減価償却は、定額法により行い、その整理は、有形固定資産にあつては間接法、無形固定資産にあつては直接法により行うものとする。

(減価償却額)

第157条 [略]

2・3 [略]

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 電話加入権

エ 電信電話専用施設利用権

オ ソフトウェア

カ リース資産（ファイナンス・リース取引により借り入れた資産であつて、当該ファイナンス・リース取引に係るリース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 長期貸付金

ウ 破産更生債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であつて、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものをいう。）

エ 出資金

オ 長期前払消費税

カ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

(取得価額)

第140条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 譲与、贈与その他無償で取得したもの又は前3号に掲げる以外のものについては、公正な評価額

(減価償却)

第155条 固定資産のうち土地、書画骨とう、建設仮勘定、電話加入権及び投資その他の資産（長期前払消費税を除く。）を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(減価償却の方法)

第156条 減価償却は定額法により行い、その整理は間接法（有形固定資産以外の資産にあつては、直接法）により行うものとする。

(減価償却額)

第157条 [略]

2・3 [略]

(償却の特例)

第158条 償却資産で、資本的支出に充てるため交付された補助金、負担金、寄付金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得したものについては、当該有形固定資産の取得価額から、その取得に充てた補助金等の額に相当する額を控除して得た額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして前条の規定により減価償却費を算出するものとする。

2 償却資産である有形固定資産で、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第15条第3項の規定に基づきその帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとするものがあるときは、経営管理課総括課長はあらかじめその旨及びその年数について局長の決裁を受けなければならない。

(減価償却の開始)

第161条 [略]

(予算の原案の作成等)

第164条 [略]

2 [略]

(決算の整理)

第179条 経営管理課総括課長等は、毎事業年度経過後、速やかに、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上

(4) 繰延勘定の償却

(5) [略]

(決算報告書の提出)

第181条 局長は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、5月31日までに知事に提出しなければならない

4 長期前払消費税は、計上した事業年度の翌事業年度以降20事業年度以内の期間において、毎事業年度均等額以上を償却するものとする。

(償却の特例)

第158条 償却資産である有形固定資産で、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第15条第3項の規定に基づきその帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとするものがあるときは、経営管理課総括課長はあらかじめその旨及びその年数について局長の決裁を受けなければならない。

(減価償却の開始)

第161条 [略]

第7章の2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第161条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法(事業年度の末日において全ての職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支払うべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(予算の原案の作成等)

第165条 [略]

2 [略]

3 前項の予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(決算の整理)

第179条 経営管理課総括課長等は、毎事業年度経過後、速やかに、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

(6) [略]

(決算報告書の提出)

第181条 局長は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、同月31日までに知事に提出しなければならない。

- 。
- (1)～(6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]

(違約金)

第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならぬ。

2 [略]

別表第2 (第16条関係)

[略]

固定資産

款	項	目	節	コード 番号	備考
有形固定 資産	[略]				
	土地			1,106	土地の取得に要した買収費、整地費、測量費及び周旋料等

- (1)～(6) [略]
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]

2 前項第7号に掲げるキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第9章の2 財務情報の区分

第181条の2 地方公営企業法施行規則第40条第2項に規定する報告セグメントの区分は、別表第7の1の表の病院名の欄に掲げる病院の区分とする。

(違約金)

第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年2.9パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならぬ。

2 [略]

別表第2 (第16条関係)

[略]

固定資産

款	項	目	節	コード 番号	備考
有形固定 資産	[略]				
	土地				
		本体土地		0,007	土地の取得に要した買収費、整地費、測量費及び周旋料等
		土地消費税及び地方消費税		0,014	本体土地に係る消費税及び地方消

建物			1,113	建物（建物 附属設備を 含む。）の 取得に要し た工事費、 買収費及び 周旋料等
[略]				
器械及び 備品	[略]			
	医療器械		1,127	耐用年数が 1年以上で あって取得 価額が10万 円以上の医 療器械
	備品		1,141	耐用年数が 1年以上で あって取得

	相当分			費税相当額
建物				
	本体建物		0,021	建物（建物 附属設備を 含む。）の 取得に要し た工事費、 買収費及び 周旋料等
	建物消費 税及び地 方消費税 相当分		0,028	本体建物に 係る消費税 及び地方消 費税相当額
[略]				
器械及び 備品	[略]			
	医療器械			
	本体医療 器械		0,035	耐用年数が 1年以上で あって取得 価額が10万 円以上の医 療器械
	医療器械 消費税及 び地方消 費税相当 分		0,042	本体医療器 械に係る消 費税及び地 方消費税相 当額
	備品			

				価額が10万円以上の備品及び別に定める備品
[略]				
車両			1,155	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の車両運搬具
[略]				
放射性同位元素			1,169	診療用の放射性同位元素

	本体備品		0,049	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の備品及び別に定める備品
	備品消費税及び地方消費税相当分		0,056	本体備品に係る消費税及び地方消費税相当額
[略]				
車両				
	本体車両		0,063	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の車両運搬具
	車両消費税及び地方消費税相当分		0,070	本体車両に係る消費税及び地方消費税相当額
[略]				
放射性同位元素				
	本体放射性同位元素		0,077	診療用の放射性同位元素
	放射性同		0,084	本体放射性

放射性同位元素減価償却累計額	[略]			
建設仮勘定		1,183	有形固定資産の建設又は改良のため、支出する工事費及び建設の目的のため充当した材料	

	位元素消費税及び地方消費税相当分			同位元素に係る消費税及び地方消費税相当額
放射性同位元素減価償却累計額	[略]			
リース資産				
	本体リース資産	0,161		第138条第1号カに規定するリース資産
	リース資産消費税及び地方消費税相当分	0,168		本体リース資産に係る消費税及び地方消費税相当額
リース資産減価償却累計額		1,183		リース資産に係る減価償却累計額
建設仮勘定				
	本体建設仮勘定	0,091		有形固定資産の建設又は改良のため、支出する工事費及び建設の目的のため充当した材料
	建設仮勘定消費税及び地方消費税相当分	0,098		本体建設仮勘定に係る消費税及び地方消費税

	その他有形固定資産		1,190	その他有形固定資産（煙突、防壁、貯水槽その他土地に定着する土木施設又は工作物）の取得に要した工事費買収費及び周旋料等	
	[略]				
無形固定資産	[略]				
	電話加入権		1,218	電話の取得に要した費用	

					当分			相当額
	その他有形固定資産							
					本体その他有形固定資産		0,105	その他有形固定資産（煙突、防壁、貯水槽その他土地に定着する土木施設又は工作物）の取得に要した工事費買収費及び周旋料等
					その他有形固定資産消費税及び地方消費税相当分		0,112	本体その他有形固定資産に係る消費税及び地方消費税相当額
	[略]							
無形固定資産	[略]							
	電話加入権							
					本体電話加入権		0,119	電話の取得に要した費用
					電話加入		0,126	本体電話加

電信電話 専用施設 利用権			1,225	専用の電信 電話施設の 取得に要し た費用
その他無 形固定資 産			1,232	無形固定資 産で前記の 科目に属さ ないもの

	権消費税 及び地方 消費税相 当分			入権に係る 消費税及び 地方消費税 相当額
電信電話 専用施設 利用権				
	本体電信 電話専用 施設利用 権	0,133		専用の電信 電話施設の 取得に要し た費用
	電信電話 専用施設 利用権消 費税及び 地方消費 税相当分	0,140		本体電信電 話専用施設 利用権に係 る消費税及 び地方消費 税相当額
ソフトウ ェア				
	本体ソフ トウェア	0,175		ソフトウェ アの取得に 要した費用
	ソフトウ ェア消費 税及び地 方消費税 相当分	0,182		本体ソフト ウェアに係 る消費税及 び地方消費 税相当額
リース資 産				
	本体リー ス資産	0,189		第138条第2 号カに規定 するリース 資産
	リース資 産消費税 及び地方 消費税相 当分	0,196		本体リース 資産に係る 消費税及び 地方消費税 相当額
その他無 形固定資 産				

投資	[略]				
長期貸付金	[略]		医学生、看護学生等に対する奨学貸付金		
出資金	[略]		関係団体等に対する出資金		

	本体その他無形固定資産		0,147	無形固定資産で前記の科目に属さないもの
	その他無形固定資産消費税及び地方消費税相当分		0,154	本体その他無形固定資産に係る消費税及び地方消費税相当額
投資その他の資産	[略]			
長期貸付金	[略]			医学生、看護学生等に対する奨学資金の貸付額
返還免除引当金			1,351	長期貸付金の返還免除による損失に備えるための引当額
破産更生債権			1,372	1年内に弁済を受けることができないことが明らかな債権額
貸倒引当金			1,379	破産更生債権の回収不能による損失に備えるための引当額
出資金	[略]			関係団体等に対する出資額
長期前払消費税			1,358	消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1

項の規定により控除することができない課税仕入れ等の消費税及び地方消費税相当額で資産に係るもの

その他投資 [略]

その他投資 [略]

流動資産

流動資産

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]					
未収金	[略]				
有価証券	[略]				金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券であつて、証券市場において流通するもので、短期的（ <u>貸借対照表日から起算して、1年以内</u> ）資金運用のために一時的に所有するもの（差入保証金の

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]					
未収金	[略]				
貸倒引当金				1,624	未収金の回収不能による損失に備えるための引当額
有価証券	[略]				金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券であつて、証券市場において流通するもので、短期的（ <u>1年内</u> ）資金運用のために一時的に所有するもの（差入保証金の代用として提供されたもので短

		代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。)
[略]		
短期貸付金	[略]	貸借対照表日から起算して、1年以内に返済される貸付金
前払費用	[略]	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
前払金	[略]	

		期間内に返却されるものを除く。)
[略]		
短期貸付金	[略]	1年以内に返済される貸付金
貸倒引当金		1,862 短期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当額
前払費用	[略]	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価で1年以内に費用となるもの
前払金	[略]	
未収収益		1,869 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した

その他流	[略]				
動資産	仮払消費税及び地方消費税	[略]	消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項に規定する課税貨物又は課税仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額		
	[略]				

					役務に対して、いまだその対価の支払を受けていないものの
貸倒引当金				1,876	未収収益の回収不能による損失に備えるための引当額
その他流	[略]				
動資産	仮払消費税及び地方消費税	[略]	消費税法第2条第1項に規定する課税貨物又は課税仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額		
	[略]				

繰延勘定

款	項	目	節	コード 番号	備考
企業債発行差金				1,911	公募の方法により企業債を発行した場合において、債権者に償還すべき金額の企業債の発行により取得した金額を超えるときにおけるその差額及

				び発行のため支出した直接の費用
開発費			1,967	新技術の採用、経営組織の改善等に要した費用でその効果が翌年度以降に及ぶもの
退職給与金			1,918	行政整理及び機構改革などにより退職職員が多く、これに対する退職金の額が多額であつて、一事業年度の収益に負担させることが困難な費用
試験研究費			1,925	新研究、新技術の発見のために行う試験研究のための費用
災害損失			1,932	災害による事業用資産の損失が多額であつて、一事業年度の収益に負担させることが困難な費用
控除対象			1,974	消費税法第

外消費税 及び地方 消費税額				30条第1項 の規定によ り控除する ことができ ない課税仕 入れ等の消 費税及び地 方消費税相 当額で資産 に係るもの
----------------------	--	--	--	---

[略]

固定負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]					
企業債				2,114	建設又は改 良以外の目 的に要する 資金に充て るために発 行した企業 債

[略]

固定負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]					
企業債					
	建設改良 企業債			2,156	建設又は改 良の目的に 要する資金 に充てるた めに発行し た企業債に 係る償還額 (1年内に 償還期限が 到来するも のを除く。)
	その他企 業債			2,163	建設又は改 良以外の目 的に要する 資金に充て るために発 行した企業

									債に係る償還額（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
他会計借入金				2,121	建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた借入金	他会計借入金			
						建設改良長期借入金		2,170	建設又は改良の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた借入金（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
						その他長期借入金		2,177	建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた借入金（1年以内に償還期限が到来するものを除く。）
職員公舎年賦購入				2,128	職員公舎の年賦購入に	リース債務		2,184	第138条第1号カ又は同

金				伴う債務額				条第2号カに規定するリース資産の取得に伴う債務額（1年内に支払うものを除く。）
引当金	[略]				引当金	[略]		
	退職給与引当金	[略]		将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当の支払に充てるための引当額		退職給付引当金	[略]	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に支払うものを除く。ただし、1年内の所要額を正確に算定することができない場合にあっては、この限りでない。）
	修繕引当金	[略]		将来生ずることが予想される多額の修繕費の準備のための引当額		特別修繕引当金	[略]	数年度ごとに大規模の修繕をすることが法令等で義務付けられているもの等に係る修繕費の準備のための引当額（1年内に支払うもの

その他固 定負債	[略]				

流動負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
一時借入 金	[略]				
	一時借入 金	[略]			貸借対照表 日から起算 して1年以 内に返還し なければな らない借入 額
	運用金借 入金	[略]			貸借対照表 日から起算 して1年以 内に返還し なければな らない他会 計からの運 用金借入額

					を除く。)
その他引 当金				2,191	将来費用が 発生する可 能性が高く 、合理的に 見積もるこ とができる その他の引 当額（1年 内に支払う ものを除く 。）
その他固 定負債	[略]				

流動負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
一時借入 金	[略]				
	一時借入 金	[略]			1年以内に返 還しなければ ならない 借入額
	運用金借 入金	[略]			1年以内に返 還しなければ ならない 他会計から の運用金借 入額
企業債	[略]				
	建設改良 企業債			2,247	建設又は改 良の目的に 要する資金 に充てるた めに発行し た企業債に

				係る償還額のうち、1年内に返還しなければならない額
	その他企業債		2,254	建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために発行した企業債に係る償還額のうち、1年内に返還しなければならない額
	他会計借入金			
	建設改良長期借入金		2,261	建設又は改良の目的に要する資金に充てるために他会計から繰入れた借入金のうち、1年内に返還しなければならない額
	その他長期借入金		2,268	建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰入れた借入金のうち、1年内に返還しなければならない額

未払金	[略]		
[略]			
前受金	[略]		

				額
リース債務			2,184	第138条第1号カ又は同条第2号カに規定するリース資産の取得に伴う債務額のうち、1年以内に支払わなければならない額
未払金	[略]			
[略]				
前受金	[略]			
前受収益			2,555	一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合に、いまだ提供していない役務に対して前もって支払を受けた対価
引当金				
	退職給付引当金		2,562	1年以内に支払わなければならない退職手当のうち引当金を取り崩して支払う額。ただし、1年内の所要額を正確に算定することができない場合にあつては、

				固定負債に計上して差し支えないものであること。
賞与引当金			2,569	翌年度に支払う期末手当及び勤勉手当のうち、当年度負担額相当を見積り計上する額
法定福利費引当金			2,667	賞与引当金の取崩しにより支払う期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の額
修繕引当金			2,576	翌年度に支払う修繕費の準備のための引当額
特別修繕引当金			2,583	数年度ごとに大規模の修繕をすることが法令等で義務付けられているもの等に係る修繕費の準備のための引当額のうち、1年内に支払わなければならない額
その他引当金			2,590	将来費用が発生する可能性が高く

その他流動負債	[略]

					、合理的に見積もることができるその他の引当金の額のうち、1年内に支払わなければならない額
その他流動負債	[略]				

繰延収益

款	項	目	節	コード 番号	備考
長期前受					
金	受贈財産			2,597	贈与を受けた償却資産の評価額
	評価額				
	寄附金			2,611	償却資産を取得する資金に充てるための寄附金の額
	補助金			2,625	償却資産を取得する資金に充てるための補助金の額
	負担金			2,639	償却資産を取得する資金に充てるための負担金（地方公営企業法第17条の2の規定に基づく負担金をいう。）の額
	その他長期前受金			2,653	償却資産を取得する資

					金に充てるためのもので前記の科目に属さないものの額
長期前受					
金収益化累計額	受贈財産 評価額収 益化累計 額			2,604	受贈財産評価額に係る収益として計上した額の累計額
	寄附金収 益化累計 額			2,618	寄附金に係る収益として計上した額の累計額
	補助金収 益化累計 額			2,632	補助金に係る収益として計上した額の累計額
	負担金収 益化累計 額			2,646	負担金に係る収益として計上した額の累計額
	その他長期前受金 収益化累 計額			2,660	その他長期前受金に係る収益として計上した額の累計額

[略]

資本金

款	項	目	節	コード 番号	備考
資本金	[略]				

[略]

資本金

款	項	目	節	コード 番号	備考
自己資本金	[略]				
借入資本金	企業債			3,108	建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業

				債
	他会計借入金		3,115	建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの借入金

剰余金

款	項	目	節	コード 番号	備考
資本剰余金	[略]				
	受贈財産 評価額	[略]			贈与を受けた財産の評価額
	寄附金	[略]			建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
	補助金	[略]			建設又は改良に要する資金に充てるための補助金
	負担金	[略]			建設又は改良に要する資金に充てるための負担金（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」）第17条の2の規定に

--	--	--	--	--

剰余金

款	項	目	節	コード 番号	備考
資本剰余金	[略]				
	受贈財産 評価額	[略]			贈与を受けた償却資産以外の資産の評価額
	寄附金	[略]			償却資産以外の資産を取得する資金に充てるための寄附金の額
	補助金	[略]			償却資産以外の資産を取得する資金に充てるための補助金の額
	負担金	[略]			償却資産以外の資産を取得する資金に充てるための負担金（地方公営企業法第17条の2の規定に基づく負担金をいう。）の額

			基づいたもの。)
その他資本剰余金	[略]		資本剰余金で前記の科目に属さないもの
[略]			

収益

款	項	目	節	コード番号	備考
病院事業	[略]				
収益	医業収益	[略]			
		その他医業収益	[略]		
			負担金	[略]	法第17条の2第1号の規定に基づき収益的支出を負担することを目的として他会計から交付された負担金 (1)～(5) [略]
			[略]		
	医業外収益	[略]			
		負担金交付金	法第17条の2第2号の規定に基づき収益的支出を負担することを目的として他会計から交付された負担金 (1)・(2) [略]		

その他資本剰余金	[略]		償却資産以外の資産を取得する資金に充てるためのもので前記の科目に属さないものの額
[略]			

収益

款	項	目	節	コード番号	備考
病院事業	[略]				
収益	医業収益	[略]			
		その他医業収益	[略]		
			負担金	[略]	地方公営企業法第17条の2第1号の規定に基づき収益的支出を負担することを目的として他会計から交付された負担金 (1)～(5) [略]
			[略]		
	医業外収益	[略]			
		負担金交付金	地方公営企業法第17条の2第2号の規定に基づき収益的支出を負担することを目的として他会計から交付された負担金 (1)・(2) [略]		
		資本費繰入収益		4,305	償却資産を取得する資金に充てる

ために発行した企業債の元金償還に充てるための負担金（地方公営企業法第17条の2の規定に基づく負担金をいう。）の額

患者外給食収益	[略]
その他医療外収益	[略]

[略]

費用

款	項	目	節	コード番号	備考
病院事業	[略]				
費用	医療費用	[略]			
		給与費	[略]		
		労務員手当	[略]		
		賃金	[略]		
		[略]			
		退職給与金	[略]		職員の退職に伴い支給する退職手当及び退隠料

患者外給食収益	[略]
長期前受金戻入	4,298 長期前受金の戻入収益
その他医療外収益	[略]

[略]

費用

款	項	目	節	コード番号	備考
病院事業	[略]				
費用	医療費用	[略]			
		給与費	[略]		
		労務員手当	[略]		
		賞与引当金繰入額	5,201		賞与引当金として計上するための繰入額
		賃金	[略]		
		[略]			
		退職給付費	[略]		退職給付引当金として計上するための繰入額、退職手当の支払いに当たって不足が生じた

[略]			
経費	[略]		
	修繕費	[略]	
	保険料	[略]	
	[略]		
	運営協議費	[略]	
雑費	[略]		
[略]			

		場合の当該不足額及び退隠料	
法定福利費引当金繰入額	5,208	法定福利費引当金の繰入額	
[略]			
経費	[略]		
	修繕費	[略]	
	修繕引当金繰入額	5,453	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	5,460	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	保険料	[略]	
	[略]		
	運営協議費	[略]	
	貸倒引当金繰入額	5,467	破産更生債権、未収金及び未収収益の不能欠損による損失に備えて計上した引当金の繰入額
その他引当金繰入額	5,474	将来費用が発生する可能性が高く、合理的に見積もることができるその他引当金の繰入額	
雑費	[略]		
[略]			

減価償却費	[略]		
	放射性同位元素減価償却費	[略]	
	その他有形固定資産減価償却費	[略]	
	[略]		
[略]			
医業外費用	[略]		
支払利息及び企業債取扱諸費	[略]		
	長期借入金利息	[略]	
	職員公舎年賦購入金利息	5,719	職員公舎年賦購入金に係る利息
	一時借入金利息	[略]	
	企業債手数料及び取扱費	[略]	
	繰延勘定償却		
	企業債発行差金償却	5,817	企業債発行差金の償却費
開発費償却	5,740	開発費の償却費	
退職給与金償却	5,824	退職給与金の償却費	
試験研究費償却	5,831	試験研究費の償却費	

減価償却費	[略]		
	放射性同位元素減価償却費	[略]	
	リース資産減価償却費	5,565	第138条第1号カに規定するリース資産に係る減価償却費
	その他有形固定資産減価償却費	[略]	
[略]			
医業外費用	[略]		
支払利息及び企業債取扱諸費	[略]		
	長期借入金利息	[略]	
	一時借入金利息	[略]	
	企業債手数料及び取扱費	[略]	
	その他支払利息	5,838	リース債務及びその他の支払利息
	繰延勘定償却		
	企業債発行差金償却	5,817	企業債発行差金の償却費
開発費償却	5,740	開発費の償却費	
退職給与金償却	5,824	退職給与金の償却費	
試験研究費償却	5,831	試験研究費の償却費	

災害損失 償却	5,747	災害損失の 償却費
控除対象 外消費税 額及び地 方消費税 額償却	5,754	控除対象外 消費税額及 び地方消費 税額の償却 費

患者外給 食材料費	[略]	
--------------	-----	--

雑損失	[略]	
-----	-----	--

不用品売 却原価	[略]	
-------------	-----	--

その他雑 損失	[略]	
------------	-----	--

特別損失	[略]	
------	-----	--

固定資産 売却損	[略]	
-------------	-----	--

臨時損失	[略]	天災その他 特別な理由 による巨額 の臨時損失 (固定資産 除却費)
------	-----	---

過年度損 益修正損	[略]	
--------------	-----	--

その他特 別損失	[略]	
-------------	-----	--

--	--	--

患者外給 食材料費	[略]	
--------------	-----	--

雑損失	[略]	
-----	-----	--

不用品売 却原価	[略]	
-------------	-----	--

貸倒引当 金繰入額	5,964	貸付金に係 る返還免除 引当金繰入 額及び貸倒 引当金繰入 額
--------------	-------	--

長期前払 消費税償 却	5,971	長期前払消 費税に係る 償却額
-------------------	-------	-----------------------

その他雑 損失	[略]	
------------	-----	--

特別損失	[略]	
------	-----	--

固定資産 売却損	[略]	
-------------	-----	--

減損損失	[略]	固定資産の 減損に係る 損失
------	-----	----------------------

過年度損 益修正損	[略]	
災害によ る損失	5,957	災害により 発生した損 失

その他特 別損失	[略]	
-------------	-----	--

別表第5 (第157条関係)

別表第5 (第157条関係)

[略]	[略]	[略]	[略]
[略] 電信電話専用施設利用権	[略]	[略] 電信電話専用施設利用権	[略] 20年
		<u>ソフトウェア</u>	<u>5年</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の医療局財務規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の医療局財務規程第158条第1項の規定により減価償却を行っていた同項の償却資産に係る平成26年度の事業年度以後の減価償却については、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第6条の規定の例による。
- 4 平成25年度の事業年度の末日における繰延勘定の償却に係る決算整理については、改正後の規程第179条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。